

横浜市西スポーツセンター

指定管理者選定委員会

審査結果報告書

令和6年11月1日

## 1 経緯

横浜市西スポーツセンターの指定管理者については、令和3年度の公募にて、本選定委員会での審査により「東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体」を候補者として選定し、市会の議決を経て区長が指定しているところです。(指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

その後、代表会社である東急スポーツオアシスの組織再編（新設分割）により、新設された同名会社に関連事業が承継されることとなったため、本選定委員会にて、指定管理業務の同一性を審査のうえ、新会社を代表とする「東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体」を候補者として選定し、再指定を行っています（指定期間：[市長専決]令和5年3月31日から令和5年第2回市会定例会の議決予定日まで、[指定議案議決後]令和5年6月2日から令和9年3月31日まで）。

この度、現指定管理者の代表会社である「株式会社スポーツオアシス」（令和6年4月社名変更）が、令和7年4月1日に親会社である「株式会社ルネサンス」に吸収合併されることとなり、合併後存続会社である同社が、合併後消滅会社である代表会社の権利義務の全部を承継することとなりました。

このため、株式会社ルネサンスを代表とする共同事業体から提出された指定申請書類を審査し、本施設の指定管理業務を行う上での同一性について確認したので、ここに審査結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	坂田 公一	さわやかスポーツ研究所所長
委員	有村 知里	中小企業診断士
	伊藤 美紀	西区主任児童委員代表
	小松 雅一	西区スポーツ推進委員連絡協議会会長
	澁谷 正道	西区青少年指導員協議会会長

## 3 現指定管理者及び今回申請者

現指定管理者	今回申請者
スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体	ルネサンス・日本水泳振興会共同事業体
<b>【共同事業体の構成】</b> 代表団体：株式会社スポーツオアシス 構成団体：株式会社日本水泳振興会	<b>【共同事業体の構成】</b> 代表団体：株式会社ルネサンス 構成団体：株式会社日本水泳振興会 (変更なし)
<b>【指定期間】</b> 令和5年3月31日から令和9年3月31日まで ※①市長専決：令和5年3月31日から令和5年 第2回市会定例会の議決予定日まで ②指定議案：令和5年6月2日(議決日)から 令和9年3月31日まで	<b>【指定期間(予定)】</b> 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 審査の経過

(1) 第1回選定委員会 令和6年11月1日(金)

### 【議事】

- ・委員長の選出
- ・申請書類の審査

## 5 審査の考え方

本件は、吸収合併により、現指定管理者の代表会社が、その権利義務の全部を親会社に承継し消滅することから、指定管理者の再指定が必要となるものですが、承継される権利義務には、代表会社が行う本件指定管理業務に関するものが包含され、その事業や組織等も全て承継されるものと言えます。このような状況を踏まえ、再指定にあたっては、現行の指定管理業務に関する提案内容が、今回申請者においても変わることなく確実に実施されることを確認したうえで、公募によらず指定候補者を選定することにより、市民への影響を最小限とし必要なサービス水準を維持できるとの考えから、本選定委員会において、これを審査するものです。

審査にあたっては、申請書類により、組織体制、財務状況、指定管理業務に関する提案内容を調べ、指定管理業務を行う上での同一性を確認しました。

## 6 審査結果

今回の指定申請書類を審査した結果、指定管理業務の計画に関する提案内容、組織体制等に変更が無いこと、また、これを実行する各社の財務状況や組織に本指定管理を十分に遂行する能力があり、共同事業体の構成・役割等についても、変わりがないことが確認できました。

これにより、引き続き現行の指定管理業務が確実に継続されるものと認められ、指定管理業務の事実上の同一性が確認できたため、申請者である「ルネサンス・日本水泳振興会共同事業体」を、横浜市西スポーツセンター指定管理者の候補者として選定することを、本選定委員会の審査結果とします。

以上